

恵庭市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 68,754	千円 24,282,985	千円 271,037	千円 4,329,382	% 17.8	% 19.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

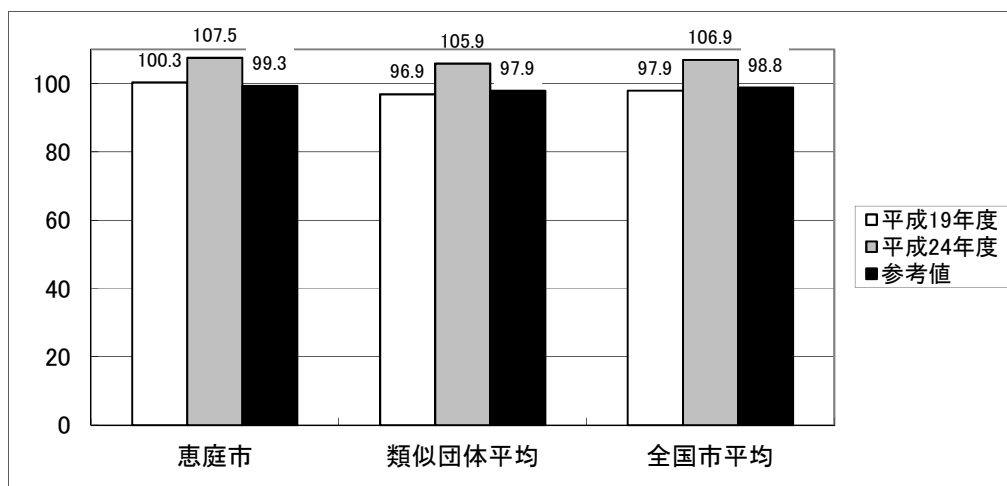
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 458	千円 1,840,307	千円 387,102	千円 653,147	千円 2,880,556	千円 6,289

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

99.3

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	399,500	412,600	429,100	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
恵庭市	43.9 歳	334,392 円	398,244円	370,961 円
北海道	45.4 歳	332,232 円	399,324円	376,339 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486円	362,999 円

②技能労務職

公務員						
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	
恵庭市	52.2 歳	9 人	382,336円	419,540円	412,088円	
うち用務員	52.1 歳	8 人	383,678円	419,149円	411,690円	
うち運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	
うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	
北海道	49.4 歳	388 人	328,968円	361,947円	360,869円	
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030)円	—	307,506(323,181)円	
類似団体	49.0 歳	39 人	314,792円	350,255円	335,630円	

民間				参考
区 分	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
恵庭市				
うち用務員	用務員	53.50 歳	206,600 円	2.07
うち運転手	—	— 歳	— 円	—
うちその他	—	— 歳	— 円	—

参考			
年収ベース(試算値)の比較			
区 分	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C/D
恵庭市	—	—	—
うち用務員	6,537 千円	2,861.4 千円	2.28
うち運転手	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成21年～平成23年の3カ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
恵庭市	39.7 歳	306,799 円	376,163 円	348,828 円
類似団体	39.3 歳	302,791 円	372,985 円	337,036 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		恵庭市	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	134,496 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	172,200 円	— 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	- 円	335,640 円	353,882 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	319,383 円

※ 各階層の人数が3人以下になった欄については未記入としている。

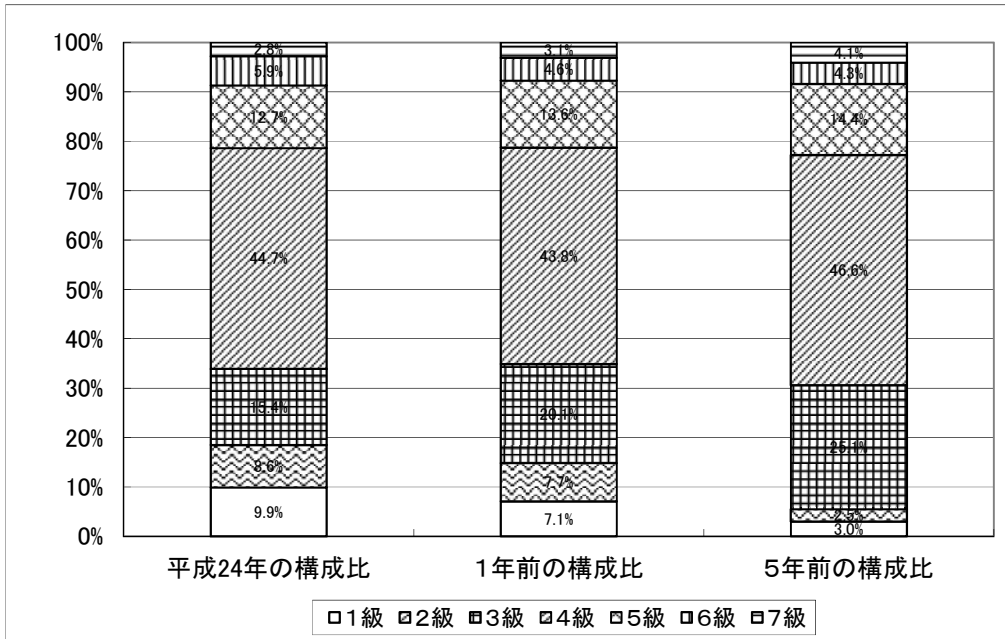
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	32 人	9.9 %
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	28 人	8.6 %
3 級	主任の職務	50 人	15.4 %
4 級	主査、上席主任、専門員の職務	145 人	44.7 %
5 級	課長の職務	41 人	12.7 %
6 級	次長の職務	19 人	5.9 %
7 級	部長の職務	9 人	2.8 %

(注) 1 恵庭市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績反映状況

未実施(試行中のため)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

恵庭市	北海道	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,550 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20% ・管理職加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20% ・管理職加算:10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

参考 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

恵庭市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 5,703 千円	25,242 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		128 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		128,000 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		8,540 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		58,493 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		31.9 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給額
徴収手当	納税担当職員	本務として市税等の収納業務	月額2,800円
滞納処分手当		庁外において、滞納処分業務	日額240円
車両運転手当	運転手	自動車等の運転業務	日額160円
福祉業務手当	生活保護ケースワーカー	社会福祉の現業業務	月額4,400円
保育手当	保育士	保育園での保育業務	月額2,800円
身元行方不明者取扱手当		身元不明死亡人の収容業務	1件2,160円
		身元不明病人の収容業務	1件800円
保健指導業務手当	保健師	保健指導業務	日額140円
野犬捕獲手当		野犬の捕獲業務	日額380円
消防出動手当	消防職員	火災等の現場に出動した場合	1回360円
救急出動手当	消防職員	救急のため現場に出動した場合	1回360円
夜間特殊勤務手当	消防職員	夜間の勤務に従事した場合	1当務460円
心身障害児等訓練業務手当	子ども発達支援センター職員	障害児等の訓練業務	月額2,800円
	保健センター職員	作業療法等の指導・訓練業務	日額160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	121,365 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	264 千円
支給実績(22年度決算)	101,498 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	220 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者:13,000円 配偶者以外:6,500円/人 16歳~22歳までの配偶者以外 加算 5,000円/人	同じ	61,533千円	221,342円
住居手当	借家 12,000円を越える家賃につき 27,000円を上限に支給 持家 7,800円	借家:同じ 持家:異なる	55,342千円	154,156円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上あり、公共交通機 関または自家用車等を利用している職員 に支給	同じ	16,037千円	53,457円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 部長職 60,000円 次長職 50,000円 課長職 40,000円	異なる 本給×率	42,575千円	532,188円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において正規の勤務時 間中に勤務した職員 (支給割合:135/100)	同じ	32,631千円	397,939円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時~翌日の 午前5時までに勤務した職員(支給率: 25/100)	同じ	6,451千円	89,597円
寒冷地手当	10月1日から2月末までの間の職員に支給 (一括支給) 世帯主(扶養あり):116,800円 世帯主(その他):65,300円 その他:44,000円	同じ 11月から3月までの間の 職員に支給 (毎月支給)	41,570千円	90,566円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	(845,000) 円	1,000,000 円	447,500 円
	副市長	(707,000) 円	816,000 円	497,000 円
報 酬	議 長	(440,000) 円	698,000 円	335,000 円
	副 議 長	(385,000) 円	620,000 円	275,000 円
	議 員	(355,000) 円	560,000 円	255,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市長	(23年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 3.95 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×5.126	17,325 千円	任期毎
	備 考	給料月額×在職年数×3.234	9,146 千円	任期毎
		北海道市町村職員退職手当組合加入		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

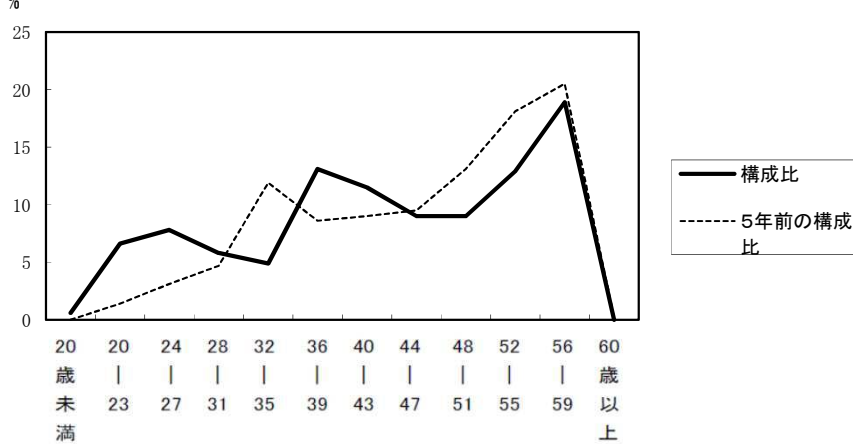
		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	94	96	△ 2	
		税務	23	23	0	
		民生	79	74	5	
		衛生	39	38	1	
		労働	0	1	△ 1	
		農林水産	15	16	△ 1	
		商工	10	8	2	
		土木	51	52	△ 1	
		小計	317	314	3	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 46.11 人 類似団体 54.46 人
	教育部門	54	56	△ 2		
消防部門	90	89	1			
小計	461	459	2	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 67.05 人 類似団体 73.53 人		
公営企業等会計部門	水道	14	15	△ 1		
	下水道	12	12	0		
	その他	26	26	0		
	小計	52	53	△ 1		
合計	513	512	1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 74.61 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	3人	34人	40人	30人	25人	67人	59人	46人	46人	66人	97人	0人	513人

(3)職員数の推移

部門別	年度						過去の5年間の増減数(率)	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
一般行政	353	345	333	316	314	317	△ 36	△10.2%
教育	76	72	65	61	56	54	△ 22	△28.9%
消防	94	92	88	86	89	90	△ 4	△4.3%
普通会計計	523	509	486	463	459	461	△ 62	△11.9%
公営企業等会計計	57	57	56	54	53	52	△ 5	△8.8%
総合計	580	566	542	517	512	513	△ 67	△11.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数